

# 甲府市介護認定調査支援システム導入等業務

## 公募型プロポーザル実施要領

令和8年8月

甲 府 市

## 1 趣旨

本実施要領は、甲府市介護認定調査支援システム導入等業務を行う事業者をプロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために、必要な事項を定めるものとする。応募者はこの実施要領の内容を踏まえ、企画提案書のほか関連書類を提出するものとする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

甲府市介護認定調査支援システム導入等業務

### (2) 業務の目的

本市では、高齢化の進展に伴い、要介護認定者数の増加傾向が見込まれ、それに伴って介護認定に係る申請が増え続けることが予想されている。

こうした中、本市認定調査員（以下「調査員」という。）が行う認定調査では、調査員が訪問調査先でヒアリング事項について手書きのメモを取り、帰庁後に手書きの情報をシステムに入力する方法で認定調査票を作成しており、記録誤りや転記漏れなどのリスクをなくし、調査事務の効率化を図ることが重要である。

本業務は、介護認定調査支援システムの導入により、調査員が訪問調査先でヒアリング内容を直接タブレットに入力することで、訪問調査時の調査・記載ミスを防ぎ、特記事項等の調査員間の記入表現を均一化するとともに、帰庁後の調査票作成作業の大幅な効率化を実現し、申請から介護度決定までにかかる手続き時間の短縮による市民サービスの向上を図ることを目的としている。

### (3) 業務内容

別紙「甲府市介護認定調査支援システム導入等業務仕様書（以下「仕様書」という。）」による。

なお、仕様書内で規定した業務の内容は、認定調査支援システム導入等に必要な事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。

実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、市と契約締結に向けた協議及び調整を行ったうえで決定する。

### (4) 納入場所

甲府市福祉部福祉支援室長寿介護課

### (5) 業務期間

ア 初期導入業務（システム導入・初期設定・操作研修等）

契約締結日から令和8年11月30日まで

イ 運用保守業務

令和8年12月1日から令和9年3月31日まで

### (6) 提案上限額

15,062,080円（消費税及び地方消費税を含む。）

※初期導入費用は14,139,400円、運用保守費用は922,680円を上限とする。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案価格書を提出する際は、提案限度額を超えてはならない。

### 3 参加資格要件

本プロポーザルへの参加は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人の役員及び経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 本事業に係る公募の日から契約締結の日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税の未納がないこと。本市に営業所等がある場合については、甲府市税の未納がないこと。

### 4 参加に係る必要書類の提出

「3 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、次の必要書類を記載して提出すること。

#### (1) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

|   | 名 称            | 様式及び添付書類等                          |
|---|----------------|------------------------------------|
| 1 | 参加表明書          | (様式1)                              |
| 2 | 会社概要等整理表       | (様式2) 会社概要など参考となる資料を添付すること。        |
| 3 | 協力会社に関する調書     | (様式3) 該当する場合のみ作成                   |
| 4 | システム導入実績書      | (様式4) システムの導入実績が確認できる書類の写しを添付すること。 |
| 5 | 業務実施体制確認調書     | (様式5)                              |
| 6 | 誓約書            | (様式6)                              |
| 7 | 納税証明書（未納のない証明） |                                    |
| 8 | 見積書            | (様式7) 別途積算内訳を添付すること。<br>(任意様式)     |
| 9 | 企画提案書          | (様式8) 表紙に用いること。<br>(表紙以外は任意様式)     |

(2) 提出部数

正本1部、副本10部（正本をコピーしたもの）、CD-R（DVD-R）1枚（上記（1）の電子データを格納したもの）

(3) 提出方法

持参又は郵送等

なお、持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出期限

令和8年9月10日（木）午後5時（持参、郵送等ともに必着）

(5) 提出先

「13 連絡先」に提出すること。

5 質問書の提出及び回答

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式9）

(2) 提出方法

電子メールにて「13 連絡先」に提出すること。

(3) 提出期限

令和8年8月27日（木）午後5時

(4) 質問の回答

令和8年9月3日（木）までに本市ホームページに掲載する。

6 選考審査

(1) 選考方法

選考審査は、提出書類、プレゼンテーション内容、見積金額について総合的に審査し、優先交渉権者を選考する。なお、書類審査は本市の職員で構成する「甲府市介護認定調査支援システム導入等業務受託者選考審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において行う。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション及びシステムデモンストレーションを以下のとおり実施する。

ア 実施日時

令和8年9月16日（水）（詳細は別途通知する。）

イ 出席者

4名以内とする。

ウ 実施方法

（ア）プレゼンテーション（システムデモンストレーションを含む）を40分以内とし、その後、質疑応答を20分程度行う。

（イ）なお、プレゼンテーションに必要な場合は、会場に用意するプロジェクター及びHDMIケーブルの使用を可とする。ただし、パソコンやケーブルの接続端子の変換機等の機器は企画提案者が持参することとし、インターネットへの接続が必要な場合は企画提案者がインターネット

ト環境を用意すること。

(ウ) プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を用いて行うこと。

※企画提案書等の内容と著しく異なる内容が提案された場合等においては、失格又は減点する場合がある。

### (3) 優先交渉権者の選考

別紙「甲府市介護認定調査支援システム導入等業務に係る優先交渉権者の選考方法について」のとおりとする。

### (4) 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、文書及び電子メールにて審査結果を令和8年9月25日（金）に通知する。また、審査結果は優先交渉権者及び次点交渉権者（名称のみ）を本市ホームページへ掲載する。

### (5) 優先交渉権者との協議

ア 優先交渉権者は、本市と仕様及び価格等を協議の上、本市の決定を受けることにより受託者となる。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合は、本市は次点交渉権者と協議を行うものとする。

イ また、参加者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を優先交渉権者として選定する。

ウ 優先交渉権者は、初回協議を行う際に、プレゼンテーション時の質疑応答で確認された業務内容に係る記録を提出することとする。また、協議についての議事録は、優先交渉権者において作成することとし、これに伴う費用は優先交渉権者の負担とする。

### (6) その他

ア 別紙「本件提案に係る審査委員等への接触の禁止について」のとおり、本件提案に関し影響を及ぼす恐れのある関係者への接触を禁止するので留意すること。

イ 選考審査の経緯及び審査内容は非公開とする。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

## 7 契約及び支払方法

受託者となった者は、本市と契約を締結し受託業務を実施する。なお、本市は、業務完了後、検査を経て委託料を受託者に支払うものとする。

## 8 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 見積金額が「提案上限額」を超えている場合
- (4) 審査の公平性を害する行為や、一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (5) 参加者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

## 9 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合があります。その場合においては、応募に関わる全ての経費は本市に請求できない。

## 10 辞退

参加申込後に辞退する場合には、参加辞退届（様式１０）を提出すること。

## 11 その他

- (１) 本プロポーザルの参加に係る企画提案等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (２) 本市に提出された関係書類等は返却しない。
- (３) 本市は、提出された関係書類等の機密保持に十分配慮する。
- (４) 本市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (５) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて企画提案者が負うものとする。
- (６) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、市の指示のもと変更等を加える場合がある。

## 12 スケジュール

|                |                     |
|----------------|---------------------|
| プロポーザル公告日      | 令和８年８月２０日（木）        |
| 質問受付期限         | 令和８年８月２７日（木）        |
| 質問への回答         | 令和８年９月 ３日（木）        |
| 参加に係る必要書類の提出期限 | 令和８年９月１０日（木）        |
| プレゼンテーション審査    | 令和８年９月１６日（水）        |
| 審査結果通知の発送日     | 令和８年９月２５日（金）        |
| 優先交渉権者との協議期間   | 令和８年９月２５日（金） ～１０月上旬 |
| 契約締結           | 令和８年１０月上旬           |

※スケジュールについては、本市の都合により変更する場合がある。

## 13 連絡先（送付先）

甲府市 福祉部 福祉支援室 長寿介護課 認定係

担当：丹澤

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目１８番１号

TEL ０５５－２３７－５５１９

FAX ０５５－２３６－０１１８

メールアドレス：knintei@city.kofu.lg.jp